

✦ 予算の内容

■ 歳入予算（さいにゅうよさん）

4月1日から翌年3月31日の1年間を「会計年度」と呼びますが、この会計年度におけるすべての収入のことです。性質に従って、款・項に区分されています。

■ 歳出予算（さいしゅつよさん）

4月1日から翌年3月31日の1年間を「会計年度」と呼びますが、この会計年度におけるすべての支出のことです。目的に従って、款・項に区分されています。

■ 継続費（けいぞくひ）

「会計年度独立の原則」の例外規定のひとつです。大規模な建設事業などで、あらかじめ事業の実施が数年度にわたることが確実な場合に、全体の事業費と、年度ごとの事業費をあらかじめ一括した予算で定めておくことができるものをいいます。

継続費として、議会の議決を経て定める予算をいいます。

■ 繰越明許費（くりこしめいきよひ）

「会計年度独立の原則」の例外規定のひとつです。繰越明許費は、何らかの事情でその年度内に支出を終了することができない見込みがある経費について、特別に、翌年度1年間に限り繰越して使用することができるものをいいます。これは、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければなりません。

繰越明許費として、議会の議決を経て定める予算をいいます。

■ 債務負担行為（さいむふたんこうい）

債務負担行為は、通常の歳出予算、継続費、繰越明許費などの他に、将来、地方公共団体が経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくものです。「会計年度独立の原則」によって2年以上にわたる契約はできませんので、例えば、大規模な工事の契約でも分割して契約を行わなければならないことになり不合理です。この債務負担行為の手続きにより、来年度以降の支払分を含めた1つの契約を締結することができます。

債務負担行為として、議会の議決を経て定める予算をいいます。

■ 一時借入金（いちじかりいれきん）

地方債と同様に地方公共団体が資金調達のために負担する債務ですが、地方債とは異なり借入した年度内に返済しなければなりません。また、経費の使用目的は問わずに、その経費の支出時期がその財源の収入前である場合など、収入と支出の時期が合わないために、金融機関から一時的に借り入れるものです。

■ 款・項・目・節（かん・こう・もく・せつ）

予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」、「目」、「節」と続きます。款と項の二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則として流用はできません。歳出においては、款・項・目は目的別（民生費・土木費など）に分類され、節は性質別（委託料・扶助費など）に区分されます。

■ 流用（りゅうよう）

年度途中において、緊急を要する支出が発生したが、その予算が足りない場合などに、補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいいます。各款及び各項の間では、流用することはできず、原則的に補正予算で対応します。ただし各項目間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります。